

1. 補助要件

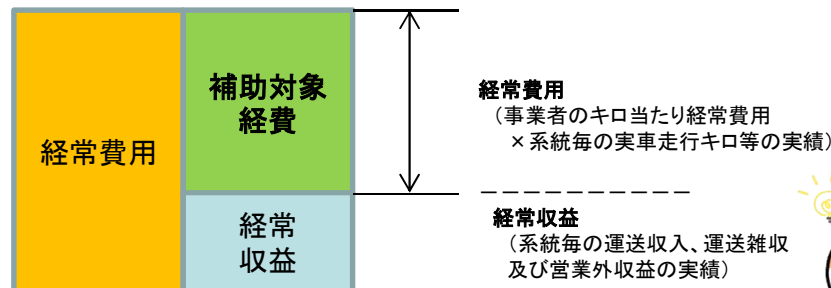
そもそも「フィーダー補助金」とは・・・??

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会



補助率は・・・??

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
 - ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算出
 - ※2 昨年度通知文 (<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000259360.pdf>) 参照



補助対象経費算定方法 イメージ



赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
 (系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)